第 6 回 十勝中央合併協議会 会 議 録

平成16年6月25日

第6回十勝中央合併協議会

議事日程

第6回十勝中央合併協議会 (平成16年6月25日 14時00分 開会)

日程第1	開会・・・・・・	•••••	4 ॐ
日程第2	会議録署名	§員の指名·····	4 ॐ
	(諸般の報告	与)	
日程第3	報告第15号	地域自治組織等小委員会の報告について・・・・・・・・・・	4 ॐ
日程第4	報告第16号	新町建設計画小委員会の報告について・・・・・・・・・・・・	5 ॐ⁻
日程第5	議案第13号	平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の	
		変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14\$ ⁻
日程第6	議案第14号	平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算・・	16ఫ⁻
日程第7	議案第15号	合併協議に関する住民説明会スケジュール等に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18ఫ⁻
日程第8	協議第9号	財産及び債務の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19\$ ⁻
日程第9	協議第10号	一般職の職員の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19\$ ⁻
日程第10	協議第11号	特別職の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20ॐ
日程第11	協議第12号	電算システムの取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21ỷ
日程第12	協議第13号	国民健康保険事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22°
日程第13	協議第14号	合併の期日について(提案・説明)・・・・・・・・・・・・・・・	31ॐ⁻
日程第14	協議第15号	広報・広聴事業の取扱いについて (提案・説明)・・	33ॐ⁻
日程第15	協議第16号	交通関係事業の取扱いについて(提案・説明)・・・・	34ॐ-
日程第16	協議第17号	児童福祉事業の取扱いについて(提案・説明)・・・・	36ॐ⁻
日程第17	協議第18号	高齢者福祉事業の取扱いについて (提案・説明)・・	39ॐ⁻
日程第18	協議第19号	障害者福祉事業の取扱いについて (提案・説明)・・	43⋧⁻
日程第19	協議第20号	国際交流・広域交流事業の取扱いに	
		ついて(提案・説明)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45°ၞ⁻
日程第20	第7回協議会	会の開催期日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46ŷ⁻
口程笙21	即今		4 7 %-

会 議 録

第6回十勝中央合併協議会

1.開催年月日 平成16年6月25日

2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール

3. 開会 6月25日 14時00分宣告

4. 応集委員 全委員

5. 出席委員 (29名)

会長 幕別町 岡田和夫

副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一

幕別町の西尾治の本保征喜の纐纈太郎の佐々木芳男の多田順一

若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 吉村学 宮本真由美

更別村 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治

徳尾進 鈴木輝子

忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫

村上富二 小原喜久雄 森徹 菅野由紀子

6. 欠席委員 (4名)

更別村 赤津寬一郎 西田勉 水口光浩

忠類村 加藤修治

7.幹事

幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志

更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏

忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄

8 . 専門部会

幕別町 総務課長 菅 好弘(総務部会長)

町民課長 熊谷直則(住民部会長)

企画室副主幹 妹尾真(電算分科会長)

更別村 企画政策室参事 山崎剛(企画部会長)

住民生活課国保年金主查 安部昭彦(国保年金分科会長)

忠類村 保健福祉課長 米川伸宜(保健福祉部会長)

9.事務局

事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛

総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭

計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司

調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広

10.報告

報告第15号 地域自治組織等小委員会の報告について 報告第16号 新町建設計画小委員会の報告について

11. 議案

議案第13号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について

議案第14号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算

議案第15号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について

12.協議

協議第9号 財産及び債務の取扱いについて

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

協議第12号 電算システムの取扱いについて

協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第14号 合併の期日について(提案・説明)

協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて(提案・説明)

協議第16号 交通関係事業の取扱いについて(提案・説明)

協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて(提案・説明)

協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて(提案・説明)

協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて(提案・説明)

協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて(提案・説明)

13.会議録署名委員の指名

更別村 安村豊治 江本信吉

14. 傍聴人 (13人)

議事の経過

(平成16年6月25日 14:00 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 委員の皆さま方には、何かとお忙しい中にもかかわりませず、第6回の協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

6月に入りまして適度な雨と、非常に暖かい日が続いておりまして、農作物の生育も、極めて良好であるというふうに何っております。今後も順調に天候が推移し、皆さんとともに、豊穣の秋を迎えられることを願っているところであります。

今日は、委員の半数以上の皆さん方のご出席を頂いておりますので、本会規約第10条第1項の規定によりまして、ただ今から第6回十勝中央合併協議会を開会させて頂きます。

本日は、たくさんの案件がございます。

長時間になるかというふうに思いますけれども、お手元の議事日程に従いまして、 これから進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご協力のほど、お 願い申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) それでは、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定によりまして、本日の会議録署名委員に、副会長であります安村委員と、更別村の江本委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 更別村の赤津委員、西田委員、水口委員、忠類村の加藤委員から、 欠席される旨のご連絡を頂いております。

以上でございます。

[報告第15号 地域自治組織等小委員会の報告について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第3、報告第15号「地域自治組織等小委員会の報告 について」を議題と致します。

渡辺委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長(渡辺春雄) それでは、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基

づき、地域自治組織等小委員会の会議内容について、議案書に従い、ご報告を致し ます。

まず、はじめに第2回小委員会の会議内容について、報告を申し上げます。

- (1)及び(2)につきましては、5月21日、更別村社会福祉センター大ホールを会場に、本小委員会委員12名中11名のご出席を頂き、午前11時から11時40分まで審議が行われました。
- (3)の会議の内容につきましては、『総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について』、事務局から資料の説明を受け、「既存制度活用型」、「地域審議会型」、「一般自治区型」、「合併自治区型」、「合併特例区型」の五つの類型の 12 パターンについて、それぞれの事務所の設置、事務所の長の身分、設置期間、協議会の形態及び設置期間終了後の地域自治組織等の選択肢など、その違いについて、確認をしたところであります。

次に、第3回小委員会の会議内容について、ご報告申し上げます。

- (1)及び(2)につきましては、6月2日、忠類村ふれあいセンター福寿を会場に、本小委員会委員全員のご出席を頂き、午前9時58分から約1時間、審議が行われました。
- (3)の会議の内容につきましては、『地域自治組織に関する3町村の意向について』、開催日時点における意向をお話し頂き、確認をしたところであります。

また、先進事例として、島根県の『浜田那賀方式』と呼ばれている自治組織の内容について、事務局から説明を受けたところであります。

なお、本小委員会は、合併協定項目「6.住民自治充実のための取扱い」、「7.地域審議会の取扱い」、「15.事務組織及び機構の取扱い」の3項目について付託を受けており、新町における地域自治組織等のあり方のほか、本庁及び総合支所の役割・職員配置を含め、調査・審議を重ね、7月23日に予定されております第7回協議会に報告をすべく、今後も精力的に審議を続ける予定になっております。

以上、地域自治組織等小委員会の報告とさせて頂きます。

議長(岡田和夫) ありがとうございました。

委員長からの報告が終わりました。

皆さんからのご意見、ご質問等があればお受け致しますが、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見、ご質問がございませんので、報告第 15 号は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[報告第16号 新町建設計画小委員会の報告について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第4、報告第16号「新町建設計画小委員会の報告に

ついて」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長(齊藤順教) 第6回協議会における新町建設小委員会の報告をさせて頂きます。

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第6回新町建設計画小委員会の会議内容につきましては、2ページにございます議案に沿って報告させて頂きます。

第6回新町建設計画小委員会でございますが、5月31日午前9時58分から午後 1時9分まで、更別村社会福祉センターで開催されました。

出席者ですが、委員 18 名中 16 名が出席されました。

会議内容でございますが、「新町建設計画における主要施策」につきまして、第 5回小委員会に引き続きまして、新町建設計画における主要施策について、分野別 に分かれて意見交換を行いました。

次に、「新町将来構想案(全体)」についてでございますが、本年1月23日開催の第1回小委員会から第6回にわたり検討し、第6回小委員会におきまして、新町将来構想案及び概要版を決定し、本協議会に報告することの確認を行いました。新町将来構想案につきましては、私からその概要を報告させて頂き、さらに事務局より細部にわたって説明致させます。

新町将来構想案は、新町建設計画の策定方針に基づき、建設計画策定の前段に、 新町のまちづくりの方向性を示すものとして、3町村の現状と新町としての課題整理、さらに新町のあるべき姿としての将来像について協議を行い、作成致しました。

将来構想案は全5章の構成となっており、第1章では将来構想の趣旨と背景についてを整理しております。

第2章では3町村の現状と課題について、第1節の3町村の沿革から第8節までのまちづくりの主要課題を整理しております。

第3章では、合併の必要性と合併の効果、懸念される事項を整理しております。 第4章では、住民アンケート調査結果の概要を整理しております。

これらを踏まえまして、第5章では、新町の将来像とまちづくりの基本目標、地域別整備方針という項目で、新町のまちづくりの方向性を示しております。

特に新町の将来像につきましては、3町村の現状や課題、住民の方々の意向等を踏まえまして、住民と行政の協働により、地域の特性を生かした持続的な地域社会を創造していくということを基本理念に、『人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土』と、致したところであります。

さらに、この将来像の実現に向けて、五つの基本目標を掲げ、それぞれの項目について、施策の展開方向をまとめております。

続きまして、「新町将来構想案(概要版)」についてでございますが、ただ今、報告致しました新町将来構想案について、その概要を分かりやすく整理し、3町村の全世帯に配布を予定しているものであります。

細部につきましては、こののち、事務局より説明を致させますので、よろしくお 願い致したいと思います。

以上であります。

議長(岡田和夫) ありがとうございました。

次長。

次長(上野寛) それでは、引き続きまして、「新町将来構想(案)」の内容につきまして、ご説明致します。

別冊資料で、「新町将来構想(案)」という資料をご覧頂きたいと思います。

前段、委員長より将来構想の構成につきまして、ご説明がありましたので、本文 の方の説明をさせて頂きます。

まず、1ページをご覧ください。

第1章の「新町将来構想策定の目的と背景」でございます。

第1節では、将来構想策定の趣旨について記載しており、3町村が合併した場合の新しいまちづくりのビジョン、イメージといったものを住民の方々にお示しして、新しいまちづくりをともに考えていく材料として頂くため、作成したこと。さらに、このあと、合併特例法に基づいて策定が義務付けられております、新町建設計画の基本となるものということを記載してございます。

第2節では、新町将来構想の構成について記載しております。

第3節では、将来構想策定の視点としまして、3町村の現行の総合計画、合併の効果と懸念される事項、まちづくりに対する住民の意向などを踏まえて策定しているという基本的なスタンス。

第4節におきましては、将来構想の期間を、合併後の 10 年間を見据えて策定するということを記載してございます。

次に、2ページをお開きください。

第2章「3町村の現状と課題」では、各種データや指標に基づき、3町村の現状や特性などを把握するとともに、まちづくりの主要な課題につきまして整理しております。

第1節では、3町村の沿革について、3ページから4ページでは、3町村の概要 を記載してございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第3節では、人口、世帯数、産業別就業人口の現状及び推移について、国勢調査のデータに基づき記載してございます。

平成 12 年国勢調査におけます 3 町村の人口は 2 万 9,371 人で、更別村、忠類村

では減少しているが、3町村としては昭和55年と比較して13%増加していること。なお、近年では更別村、忠類村においても、定住促進施策の効果により横ばい状態にあること、また、年齢区分別では、年少人口の占める割合が減少し、老年人口の占める割合が高くなっており、少子高齢化が急速に進んでいることを記載しております。

7ページの世帯数の推移についてでございますが、3町村とも増加傾向にありますが、1世帯あたりの人数では減少しており、核家族化が進んでいることを示してございます。

次に、8ページの産業別就業人口でございますが、3町村とも、第1次産業、第 2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあることを記載してございます。

続きまして、10ページをお開きください。

第4節では、産業構造の現状及び推移について記載しており、分野別に整理して おります。

農業につきましては、農家戸数が減少している一方で、農業算出額が伸びている 状況を示しております。

商業につきましては、商店数は横ばい状態でありますが、年間販売額は減少傾向 にあることを示しております。

12ページの工業の部分でございますが、幕別町に関してのみ、詳細なデータが公表されております。

次の観光客入込客数につきましては、近年大きな変動はない状況でございます。 次に、14 ページをご覧ください。

第5節では、3町村の行財政の状況につきまして、平成14年度の普通会計の決算状況及び主な財政指標を記載しておりますが、3町村とも税源等の自主財源に乏しく、地方交付税に依存する財政構造になっていることを記載しております。

飛びまして、次、18ページでございます。

ここでは、広域行政の現状につきまして、3町村が共通して加入している一部事 務組合を除きまして記載しております。

19 ページから 26 ページにつきましては、公共施設等の現状について、生活・環境基盤、学校教育施設、保健・医療・福祉施設、その他の公共施設等に分類して記載し、27 ページから 30 ページでは、主な公共施設等の位置図を掲載してございます。

次、32 ページでございますが、ここでは、3 町村の現行の総合計画の概要について記載してございます。

33ページ、第8節の主要な課題でございます。

ここでは、まちづくりの主要な課題につきまして、住環境・生活基盤、産業、保健・医療・福祉、教育・文化、行財政の分野ごとに記載しております。

1の「快適に暮らせる住環境の整備・充実」では、上下水道の普及や道路網の整備、公共交通機関の確保などの生活基盤の整備、地球環境という大きな問題から、ごみの減量化という身近な問題までを包含する環境問題への対応などについて、記載してございます。

2の「産業の活性化」では、農林業、商業、観光の分野について、記載しております。特に、地域の基幹産業である農業につきましては、農業を取り巻く厳しい環境への対応とともに、最近大きな問題となっております安全・安心な食料の確保と供給への対応が重要になっているということを記載しております。

34ページにまいりまして、3の「保健・医療・福祉の充実」、こちらでは、少子高齢化の進展や人々の健康志向への関心の高まりなどを背景に、各種福祉サービスの充実、地域医療の確保、救急医療体制の整備などの必要性につきまして、記載しております。

- 4、「教育の充実と文化交流の促進」では、少子高齢化に対応した学校教育の充 実、生涯学習の機会拡大などの必要性につきまして、記載しております。
- 5、「行財政の課題」では、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる 行政体制の整備、より一層効率的な財政運営の必要性について、記載しております。 続きまして、36ページをご覧ください。

第3章では、はじめに、少子高齢化の進展、国、地方を通じた財政状況など、市町村を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、個性を生かしたまちづくりや行政サービスのあり方が大きな課題となっており、市町村合併は、こうした環境変化に対応して、地域の持続的発展を確保するための一つの手段ということで、検討すべき課題になっているということについて触れ、続いて、「合併の必要性と効果、懸念される事項」につきまして、記載しております。

ここの内容につきましては、各小委員会での協議検討、事務事業の調整等が行われている段階でありますので、任意協議会において作成致しましたダイジェスト版をもとに、住民アンケートの結果も踏まえ、一般論としての範囲で記載してございます。

次に、飛びまして、43ページをご覧ください。

第4章では、「住民アンケート調査結果の概要」につきまして、調査の概要、お住まいの町村の満足度、合併により期待すること、合併により心配されること、望ましい新町の姿、新町の重点施策というアンケート調査項目につきまして、先にご報告致しました住民アンケート調査結果報告書から抜粋して記載してございます。

次に、飛びまして、49ページをご覧頂きたいと思います。

第5章では、「合併後の新町のまちづくりの基本的な考え方、方向性」を記載しております。

第1節の新町の将来像では、はじめに、まちづくりの基本理念として、3町村の

合併をまちづくりの新たなステップととらえ、3町村の住民が一体となって、住民と行政が役割分担しながら、協働で、3町村が有する特色、個性、資源の融合・活用を通して、持続的発展が可能な社会を創造し、後世に継承していくという考え方を記載してございます。

こうしたまちづくりの基本理念を踏まえ、新町の将来像、次のページにまいりますが、新町の将来像としては、自然との共生のもとで地域の資源を大切にしながら、みんなの知恵と温かい気持ちで育んでいくことをめざして、『人と大地が躍動しみんなで築く ふれあいの郷土』としております。

続きまして、51ページ、第2節、新町の基本目標でございます。

第2節では、新町の将来像の実現に向けて、五つのまちづくりの基本目標と、その施策の分野を整理しております。

基本目標1は、交流や連携、コミュニティ活動、行財政などの分野に関するものであります。

これからのまちづくりには住民参加は欠かせないものであり、まちづくりの主役は、そこに住む住民であるという基本的な認識のもとで、住民同士の連帯と、住民と行政の適切な役割分担と連携を図りながら、みんなで知恵を出し合い、創意工夫して、まちづくりを進めていくという考え方でございます。

また、行政におきましては、行財政基盤の充実、あるいは住民の利便性の確保に 努めながら、健全で効果的、効率的な行財政運営を進めるとともに、分権時代に対 応した体制整備を図っていくという考えでございます。

次の、基本目標2、こちらは、産業分野に関するものであります。

地域が生き生きとした存在であるためには、産業の振興、あるいは雇用の場の確保ということがまず必要であり、そのためには、競争力のある産業の形成とともに、地域内における経済の循環構造を高めていくという視点が欠かせないものと考えております。

特に、地域の基幹産業であります農業は、新しいまちになることにより、農業産出額、主要な農産物の産出額、作付面積などの面で管内はもとより、全国的にトップクラスの農業地域となります。こうしたことを背景にブランド化の確立など、競争力が一層高まることが期待できます。

取り組む方向と致しましては、時代のニーズに対応した安全・安心を基本とした 農業の振興と地産地消など、農業を核に他の産業との連携を深め、元気な産業の育成、地域と共生する産業の充実など、地域の特性を生かしながら産業の活性化と雇用の場の確保に取り組んでまいりたいという考えでございます。

次、52ページ、基本目標3でございます。

こちらは、保健、医療、福祉の分野に関するものでございます。

住みよいまちづくりの条件は、だれもが安心して安らぎのある生活を送ることの

できることがまずは第一であり、アンケート調査の新町の望ましい姿で、最も回答が多かった事項とつながるものと考えております。

これからは高齢化、あるいは核家族化といった社会構造の変化への対応が求められますので、保健・医療・福祉の施策の充実や良質なサービスを提供できる体制づくり、地域でお互いが助け合う仕組みづくりとともに、だれもが自立し、健康で安心して暮らせる温かみのあるまちづくり、子供たちが伸び伸びと元気に育つことができる環境づくりを進めてまいりたいという考えでございます。

基本目標4は、教育、文化の分野に関するものでございます。

心の豊かさ、生きがい、充実感といったようなことが求められる今日、地域の豊かな自然、歴史、文化など、地域の特色、個性を取り入れながら、だれもが意欲に応じてさまざまな学習ができる環境や、地域と連携した学校教育の充実を図るとともに、住民一人ひとりが地域に愛着を持って生き生きと過ごすことができる生涯学習のまちづくりを進めてまいりたいという考えでございます。

53ページ、基本目標5でございます。

自然環境、生活環境、定住環境などの分野に関するものであります。

自然は地域にとってかけがえのない財産であり、将来にわたって保全、伝承していくことが必要でありますことから、地域内の人々の暮らしの場、ふれあいの場として、また地域外の人々が訪れる場として、自然と共存・共生するまちづくりがまずは基本であり、さらに、循環型社会の形成に向けたリサイクルを推進するという環境重視の取り組みも重要と考えられます。

また、人口の減少傾向、高齢化という社会変化の中、定住促進が大きな課題となっておりますことから、交通利便性の確保や、道路、下水道、公園、住宅などの生活環境の整備に総合的、計画的に取り組み、日常生活における心地よさ、安全性の確保・充実に努めながら、定住の促進を図ってまいりたいという考えでございます。

これら五つの基本目標につきましては、重要度という点では同等という認識でございますが、合併という新たなスタートに立って、3町村の住民が一体となり、さらに住民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、まちづくりに取り組むことは、新町におけるまちづくり全般に共通する考え方であるという観点から、このような順番の記載にしてございます。

次に、54ページでございます。

第3節、地域別整備方針では、これまで培ってきた3町村の個性あるまちづくり、特徴的なまちづくりを、新町においても可能な限り引き継ぎながら、それぞれの地域を拠点として位置付け、機能分担とネットワークを形成していく中で、新町全体の均衡ある発展をめざすという考えに基づいて、記載してございます。

次に、55ページでございます。

ここでは、新町の将来像、基本目標と関連する施策の分野を、まちづくりの施策

の体系として1ページにまとめたものでございます。

以上が、「新町将来構想案」の内容でございます。

引き続きまして、「新町将来構想案の概要版」の資料につきまして、ご説明致します。

カラー刷りの別冊資料をご覧頂きたいと思います。

この概要版につきましては、本日、承認を頂いた後、3町村の全世帯に配布を予 定して作成するものであります。

今後、開催が予定されております住民説明会におきまして、この概要版により新町のまちづくりの方向性をご説明し、このあとに策定する新町建設計画への住民の皆さまのご意見、ご提言をお聞きするとともに、新町の名称を応募する際のイメージを描いて頂くための参考として頂きたいという考えでございます。

全体は20ページで構成されております。

表紙の3枚の写真につきましては、3町村の特徴を示すものということで、それ ぞれ掲載してございます。

1ページをお開きください。

概要版の導入部と致しまして、「はじめに」という部分で、自治体を取り巻く厳しい環境を踏まえ、3町村が合併協議をスタートした意義などについて、触れてございます。

2ページでは、「将来構想策定の趣旨」につきまして、記載してございます。 次に、3ページでございます。

3ページと4ページでは、3町村の国勢調査人口、世帯数、年齢階層別人口割合、 産業別就業人口、基幹産業である農業の産出額などのデータに基づきまして、「3 町村の現状や特性」などについて、表現してございます。

次の、5ページ、6ページでございます。

こちらでは、「分野ごとのまちづくりの課題」を記載してございます。

7ページ、8ページでは、「合併の必要性」。

9ページでは、「合併により期待される効果」。

10ページでは、「合併への懸念事項とそれに対する考え方」を記載してございます。

11 ページから 12 ページでは、構想の中心部分である、「まちづくりの基本理念、 将来像」を記載してございます。

13 ページから 15 ページにかけましては、「まちづくりの基本目標と施策展開の方向性」を基本目標ごとに記載してございます。

概要版の文章につきましては、いずれの部分も、将来構想本文からの引用を基本 として整理してございます。

以上、簡単でございますが、将来構想案及び概要版の説明を終わります。

議長(岡田和夫) ただ今、委員長ならびに事務局から報告を頂きました。

「新町将来構想(案)」及び「新町将来構想概要版(案)」につきまして、これまで、小委員会を過去6回開催を頂き、まとめて頂いたものであります。

委員長をはじめとする委員の皆さん方のご労苦に、敬意を表したいというふうに 思っております。

それでは、委員長の報告、あるいは新町構想の説明につきまして、皆さん方のご 意見、ご質問等がありましたら、お受け致したいと思いますが。

よろしいでしょうか。

はい。

副会長(安村豊治) 安村でございます。

大変時間をかけてですね、ご検討頂いておりますことに敬意を申し上げたいと、 そんなふうに思っております。

極めて、日本全体がですね、情報化社会ということで、戦略をもって、さらに 10 カ年程度のですね、戦略をもって取り組もうとしているわけでありまして、特にこういうふうにですね、広域、合併ということでですね、広域、または面積も広くなりますと、大変、情報化ということが大事になってくるのではないかなというふうに思っております。

その中で、それぞれ総合計画、発展計画、3町村それぞれあるわけでありまして、 ただ、私の方はですね、具体的に情報化という部分が、ちょっと私どもの総合計画 の中に出てきておりません。

また、具体的にですね、アンケート調査の中でもですね、そのような項目は、あまり目立つような形でなかったのかなというふうに思っておりますけども、ただ、一般的に今、いわれている農業の情報化、産業部門の情報化とかですね、それから、高齢化社会の中におけるですね、福祉の部門の情報化ということになってきますと、かなり金額的にも、かなりボリュームが膨らむわけであります。

ご案内のように、ここの部分につきましては、合併特例債も対象になるということでありますけども、そういった財政とのですね、これから基本計画を作っていく段階でですね、当然、整合性が出てくると思うんですけども、現段階でですね、この情報網の整備というのは、どの程度の想定したですね、記載の形なのか。

こういったことによってですね、これから検討されていくですね、その範囲内での検討ということになりますんで、共通認識をしておいた方がいいのではないかと。 そんなふうに思っておりますので、もし、ご説明することがあればですね、お願い をしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 事務局。

次長(上野寛) 情報網の整備などにつきましてのご質問でございますが、次に策定を予定しております建設計画の中で、具体的な施策等を整理してまいります。

その中で、各分野における情報化の推進というものも、大きなテーマになってくると考えておりますので、建設計画の中で、検討作業の中で整理をしてまいりたいという考えでございます。

議長(岡田和夫) いいですか。

副会長(安村豊治) はい、わかりました。

議長(岡田和夫) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでありますので、報告第 16 号は、報告のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第16号は、委員長の報告のとおり、 承認されました。

[議案第13号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第5、議案第13号「平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 議案第 13 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更」 につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

表の中の網のかかっている部分が、今回、変更をさせて頂く部分であります。

まず、表の左側の上にあります協議会の「会議開催予定」欄でありますが、8月につきましては、当初は下旬に会議の開催を予定しておりましたが、上旬に会議を追加し、8月に2回の会議を予定するものであります。

これは、住民説明会の際に、協定項目の調整方針等を説明する予定でありますが、 協議会の開催を増やすことにより、住民負担とサービスにかかわる、より多くの協 議項目を説明できるよう配慮したいとするものであります。

なお、8月に2回の開催と致しましたので、以降の開催回数を順次、繰り下げる ことと致しております。

次に、同じく「広報・広聴」欄をご覧ください。

7月に開催を予定しておりました住民説明会を、8月に変更するというものであります。

当初計画では、新町将来構想ダイジェスト版の説明にあわせて、説明会までに決定致しました合併協定項目の調整方針等につきまして、その内容を住民の皆さまに、ご説明する予定でありましたが、住民の皆さまの一番の関心事であります地域自治組織のあり方、本庁及び総合支所の組織機構の姿が示されないうちは、多くの住民の皆さまの参加が見込まれないと想定されるところであります。

現在、「地域自治組織等小委員会」におきまして、7月開催の協議会報告を目標に精力的に審議をされておりますことから、これらをあわせて説明を行った方が、より住民の皆さまが新町のイメージをつかみやすいと思われますので、8月に変更したいするものであります。

なお、3町村におけます具体の開催日程につきましては、議案第 15 号で、ご説明を申し上げたいと思います。

次に、下段の表の「小委員会」の欄をご覧ください。

合併協定項目、45項目の調整方針の決定を12月に開催予定の協議会までにと計画しておりますことから、3小委員会とも、協議会から付託されました事項の調査及び審議する期間を、協議会の協議決定時期にあわせるというものであります。

なお、小委員会の審議日程につきましては、それぞれの小委員会におきましてスケジュールを定め、それを目標に精力的に審議が行われているところであります。

住民説明会の日程変更に伴い、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」において、半月程度の日程のずれ込みが予想されますものの、他の二つの小委員会におきましては、従前どおりの審議スケジュールとなっておりますので、ご承知おき頂きたく存じます。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 今、議案 13 号の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

本多委員。

委員(本多芳宏) ただ今、小委員会の部分で、日程の変更のお話があったわけですけども、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんけども、新町名称、それから議会議員の定数小委員会については、若干の変更があるということでございますけども、ほかの二つの小委員会についての変更については、どのようにお考えですか。

議長(岡田和夫) 局長。

局長(金子隆司) 二つの小委員会につきましては、従前どおりの審議スケジュール で行われるということでございます。

以上でございます。

議長(岡田和夫) よろしいでしょうか。

委員(本多芳宏) はい、よろしいです。

議長(岡田和夫) ほかに、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ほかに、ご意見、ご質問がないようでありますので、議案第 13号「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について」は、原案のとおり、 決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第 13 号は、原案のとおり、決定されました。

[議案第14号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算]

議長(岡田和夫) 次に、日程第6、議案第14号「平成16年度十勝中央合併協議会 歳入歳出補正予算」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 議案第 14 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」 につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、会議運営経費、新町名称公募に要する経費等、 既定予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、既に債務の確定した経費の 整理を含めまして、予算の補正を行うものであります。

歳入歳出予算に 125 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 4,130 万 9,000 円とするものであります。

まず、歳出予算につきまして、ご説明申し上げます。

2 款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費につきましては、268 万 8,000 円 を増額し、958 万 7,000 円とするものであります。

1 節報酬 12 万 6,000 円、 9 節旅費 4 万 4,000 円につきましては、協議会開催増 に伴う学識経験委員 18 名分の報酬、費用弁償及び日当であります。

11 節需用費 49 万 8,000 円、14 節使用料及び賃借料 202 万円につきましては、協議会及び幹事会におけます議案、あるいは資料のページ数が当初予定しておりました量を大幅に超える見込みとなりますことから、これらに対応するコピー用紙の購入費及びコピー機のリース料であります。

2 目調査研究費につきましては、718 万 9,000 円を減額し、1,188 万 3,000 円とするものであります。

13 節委託料 718 万 9,000 円の減額につきましては、委託業務契約の締結により不用額を整理するものでありますが、このうち、「電算事業統合化計画策定」につき

ましては、業者委託を想定しておりましたが、3町村の電算担当職員で統合化計画 を策定すべく、現在、調査・研究作業が進められておりますことから、当初予算全 額を減額するものであります。

また、「例規作成」におきましては、当初、年度内の例規集完成を目標に予算計上しておりましたが、その後、作成作業工程を精査致しました結果、事務事業の調整が年度内に終了することが難しい状況にありますことから、次年度に繰り越される作業にかかわる経費分を減額するものであります。

3目広報広聴費につきましては、450万円を増額し、726万円とするものであります。

11 節需用費 430 万円の増額であります。

協議会だより 290 万円の増額につきましては、1 色刷りを 2 色刷りに変更したことによる印刷経費の増であります。

また、住民説明会資料 140 万円につきましては、8月及び12 月に予定する住民説明会資料の印刷費用でありますが、8月分は12ページ、1色、12 月は24ページ、2 色印刷によりまして、協議結果をまとめた資料の作成を予定しているところであります。

13 節委託料 20 万円につきましては、住民説明会資料の全戸配布が3町村の広報配布期日と合致しないことも想定されますことから、その場合の配布委託料を計上させて頂いたものであります。

2 款事業費、1 項事業推進費、4 目名称公募費、125 万 5,000 円につきましては、目を新設致しまして、新町の名称公募に要する経費を計上させて頂いたものであります。

8 節報償費 29 万円につきましては、名付け親大賞、名付け親賞、優秀賞、各当 選者の商品券購入経費であります。

また、11 節需用費 55 万 5,000 円につきましては、公募の周知にかかわりますポスター及びチラシの印刷製本費、事務用消耗品費であります。

12 節役務費 41 万円につきましては、応募の際の郵送料及びチラシ折り込み手数料であります。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、平成 15 年度決算繰越金 を全額計上し、補正後の繰越金を 125 万 5,000 円とするものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 議案第14号についての説明が終わりました。

ご質疑等があれば、お受け致したいと思いますが、ございませんでしょうか。 よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご質問、ご意見がございませんので、議案第14号「平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第 14 号は、原案のとおり、決定されました。

[議案第15号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第7、議案第15号「合併協議に関する住民説明会スケジュール等について」を議題と致します。

事務局より説明を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 議案第 15 号「合併協議に関する住民説明会スケジュール等について」、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

先ほど、議案第 13 号で、事業計画の変更につきまして、ご決定を頂きましたので、住民説明会のスケジュール等につきまして、ご確認を頂くものであります。

1の開催日程につきましては、8月20日から29日までの10日間、3町村13カ 所の開催を予定致しているところであります。更別村につきましては、2会場で4 日間、忠類村につきましては、1会場で2日間、幕別町につきましては、7会場で 7日間の開催を予定しているところであります。

2の説明者につきましては、合併協議会事務局職員としているところであります。 なお、本説明会につきましては、十勝中央合併協議会が主催するものであります ことから、事前に全戸配布を致します「新町将来構想ダイジェスト版」及び協議結 果をまとめた「住民説明会資料」をもとに合併協議会事務局職員が説明をし、これ らに関する質疑を受けることと致しております。

これにあわせて、町村の立場で住民の意識把握の場として活用されることも想定されますことから、この場合におきましては、事務局職員が退席したのち、町村長や町村担当者による質疑、あるいは応答の場として頂くことも考えているところであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 議案第 15 号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等をお伺い致します。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご質問、ご意見がございませんので、議案第15号「合

併協議に関する住民説明会スケジュール等について」は、原案のとおり、決定する ことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第 15 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第9号 財産及び債務の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、協議案に入らせて頂きます。

協議第9号から協議第13号までにつきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

まず、はじめに日程第8、協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」を議題 と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして、ご 説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第5回協議会におきまして、提案・説明させて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。 『3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、

基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」の説明が終わりました。

ご意見をお受け致したいと思います。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がございませんので、協議第9号「財産及び債務の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第9号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第9、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いに

ついて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第10号「一般職の職員の身分の取扱い」につきまして、ご 説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

本協議案件につきましては、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。

- 『1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定 により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
 - 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適 正化を図る。
 - 3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。
 - 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差 是正を図る。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」、説明が終わりました。

ご意見を頂きたいと思いますが、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がございませんので、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 10 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第11号 特別職の身分の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第10、協議第11号「特別職の身分の取扱いについて」 を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第11号「特別職の身分の取扱い」につきまして、ご説明申

し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。

- 『1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、 合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。
 - 2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。
 - 3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各 法令の定めるところによる。

報酬額は、合併時までに調整する。

4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。』と、するものであり

ます。

以上です。

議長(岡田和夫) 「特別職の身分の取扱いについて」、説明が終わりました。 ご意見をお受け致したいと思います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がございませんので、協議第 11 号「特別職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 11 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第12号 電算システムの取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 11、協議第 12 号「電算システムの取扱いについて」 を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 12 号「電算システムの取扱い」につきまして、ご説明申 し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。

- 『1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシ ステムを統合し、ネットワークにより運用する。
 - 2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワーク を合併時までに構築する。』と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 「電算システムの取扱いについて」の説明が終わりました。

ご意見を伺いたいと思います。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) 他にご意見がないようでありますので、協議第 12 号「電算システムの取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 12 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第12、協議第13号「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第13号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。

- 『1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町 に引き継ぐものとする。
 - 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年度の経過措置により段階 的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率に ついては、合併する年度の翌年度に再編する。
 - 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり 新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところ により統一する。

- 4 国民健康保険税の納期については、合併時までに調整する。
- 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 保健事業については、新町において調整する。
- 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明が終わりましたので、ご意見をお受け致したいと思います。

本多委員。

委員(本多芳宏) 調整方針の2番目のことですけれども、税率を幕別の基準にということでなっておりますが、具体的な税率については、今後、詳しい試算をして算定されると思いますけれども、どちらにしても、人口やら、いろんなことで幕別に近い税率になると思います。それは理解できます。

また、国保の健全などから、幕別町の税率に統一するということは、大変良く分る、やむを得ないことだということに思っているわけですけれども、この調整方針になりますと、5年では、5年間は段階的に調整するということになっておりますが、更別、忠類の被保険者につきましては、かなりの影響が大きいものと思います。

そんな中で、そこで急激な増加にならないために、5年間で調整するほかに、何らかの調整方針があればいいなというふうに考えているところでございますが、まだ新町の町長やら議員も決まっていない中で、現段階で決めるのは、ちょっとおかしいと思うのですけども。

それにしましても更別、あるいは忠類も同じと思うんですけども、この急激な負担というのは、正直なところ大変ではないかなと思います。そんなとこで、新町において、何らかの形で配慮して頂けないかということをお伺いしたいと思います。

それと、もう一つですけども、私も協議委員の一人でございますんで、住民から 国保税について、いろいろ聞かれるわけですけれども、今後、現時点での国保税の モデル的な計算表などを提出して頂ければ、資料として提出して頂ければ、ありが たいと思うんですが、いかがでしょうか。

副会長(安村豊治) 関連して、よろしいですか。

議長(岡田和夫) はい。

副会長(安村豊治) この件に関してはですね、今、本多委員が言われたとおりであります。

それで、幕別さんの基準に合わせるということはですね、結局、試算しているものがあるのだろうということを、想定を致します。そうしましたらですね、これ私どもだけ分ってもですね、これはだめなわけですね、負担されるのは、それぞれの

被保険者なわけですから。

したがって、いったい幕別さんの基準にあわせたら、どのぐらい上がるのかということはですね、当然、住民の知る権利としてですね、求められるだろうというふうに、私は思っているわけです。

そのようなことでですね、そういったものが公式で、やはり出すべきことが、やっぱり妥当でないかと、そんなふうに思っております。幕別さんの税率は分りますから、私ども自前でやる気になれば、それはできるということであります。

それと、かなり中間層で、かなり跳ね上がっていくもんですから、私どもの試算でいきますと、だいたい80%ぐらい、その中間層が平均して上がるというような推定をしております。

それはどこからくるかということでありますけども、多分、ちょっと専門的になりますんで、私の方からあえて発言をさせて頂いているわけですけども、所得割、資産割というのがですね、専門用語で応能割ということになっておりまして、平等割、これは1世帯あたりです。それから均等割というのが、これをですね、1世帯2万円ですよ、家族お一人あたり1万5,000円ですよというのが、均等・平等割ということで、これは応益になるのかな、応益割と。

これがですね、一般的に都会の方では、人口の多いところでは 50 対 50 にしなさいというような、実は指導が過去からされているわけであります。

しかしながら、農村地域はですね、私どもであります。また、中札内さん、帯広さんのですね、協議会の中でも、先日、新聞で比較が載っておりました。やはり応能割の方がですね、高くて、応益割が少ないと。更別と同じような現象をみれるわけであります。

根本的に、ここの 50 対 50 というものをですね、見直しをかけていかない限り、 その差というのは、なかなか難しいのかなというふうに、私自身は考えております。

したがって、どの程度それを調整ができるのかということであります。当然、総体のボリュームは、10 億かかれば 10 億の保険料を集めなければいけないわけですから。それは、必ずそうすれということではございませんけども、そのような気が致します。そういったところがですね、非常に課題なのかなと、そんなふうに思っております。

ちょっと説明の足りないところは、そういうことでありますけども、基本的にはですね、どのぐらいの試算というのは、やはり協議会として出した方がいいのではないかと。そして、数字的なものですから、そういう具体的な資料を持たないとですね、この中で協議にならない。当然、協議にならなければ、新しい町で、新しい首長で、新しい議会でと、これも一つの選択の方法だと思います。

以上で補足を終わります。

議長(岡田和夫) 私の方から、お答えをさせて頂きますけれども、まず1点目に、

忠類、更別の保険税が、現行より幕別の基準にあわすことによって高くなると、そのことをできるだけ抑えるような手法を考えられないか。

これは、今、本多委員がおっしゃったように、新しい体制の中で、それなりのいるんな手法はとられる、緩和策はとられるのかどうか。これは今、私どもがどうこう申し上げるべきものではないと思いますけれども、少なくとも、今いる私ども3町村長は、決して住民負担を高くしよう、上げようという考えでいることはないです。少なくとも現状、あるいは下げれる方法があれば、その方向に向かっていくという考えは変わりませんから、今後もそういう方向で進めていきたいというふうに思います。

ただ、これは保険税の場合は、幕別町の基準に合わせるという表現をしたのは、今、言いましたように、幕別町の均等割、更別村の均等割、あるいは幕別町の所得割がなんぼで、更別村の所得割がなんぼというのは、現に今、三つの町村のやつが出ているわけですから、比較しようと思ったら、そこで比較は、すぐ出るわけですから、その数字を、今の更別村の国民健康保険税にあてはめると、1戸あたりの税金がなんぼ上がるのかということは、これはすぐ出るんだろうというふうに思います。

だから私どもとしては、その基準で、もし住民の皆さんに聞かれたら、あるいは 住民説明会にあたっては、幕別の基準にしたら、更別の今、保険税がこれだけにな りますよと。ただ、それを5年間の経過措置をとって改善をしていく、不均一課税 をとる。

あるいは、そのほかにおっしゃられるのは、例えば、忠類さんなんかもそうですけれども、負担を上げないために、一般会計からの繰り出しをもって対応している。

ただ、これは一般会計の繰り出しは、これからも出すかどうかということは、先ほど来、申し上げるとおり、我々が言えることではありませんから、それはこの場では、あるいは協議会の中で申すことにはなりませんけれども、まったくのそういったものをみない本当の必要な保険税として、幾らがいるかという中では、今の積算になってくるんだろうと。

ただ、今、おっしゃられたように、モデル的な数値というのが、どういうことなのか、ちょっと私自身わかりませんけども、当然、専門部会、あるいは幹事会の中で、十分協議した中で、できる限り早くそういう資料が出せるように努めてまいりたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

ほか、よろしいですか。

帰山委員。

委員(帰山孝夫) 今のお話でわかりましたけれども、例えば、5年間にわたって不均一課税をするというようなことが記載されておりますし、どちらかというと、私

もその恩恵を受ける地域に住んでいる者なんですけれども、目的税の性質からいってですね、まず、国民健康保険税の総額ありきだと思うんですよ。それを四つの分野に割って、それを課税標準というか、課税客体で割ると、あとで税率が出てくるというような仕組みになっているものですからね。

したがって、今、ここでは幕別町の税率を基準に統一するということになっておりますけれども、その四つの要素の配分の仕方も、実はその税率に関係してきているわけですから。先ほど、お話があったように、応能の方で、例えば、資産の方にウエイトを置くか、所得の方にウエイトを置くかということで、これはガラッと3町村の内容が違っているわけですよね。

それであの、確か事務的には、おそらく先例があるのではないかと思って、事務局にお伺いしたいんですけれども、例えば、国民健康保険運営協議会が一つになりまして、そして新町でどれだけの療養費が出る、どれだけもらえるから国民健康保険税はこれだけ集めなければならない、そうすると、やっていったら、例えば、所得の300万円で、資産税5万円ぐらい払っている人で、4人家族で、確かに幕別はこのぐらいになるけども、忠類村の人間はこのぐらいになると。

これは著むく公平を欠くから、例えば、税率を下げるとか何とかということにしますとですね、例えば、限度額を超えている人は、それはかまいませんけれども、そういったその中で、例えば、忠類から何人、更別から何人と出た場合ですね、それは不均一課税したり、均衡を欠く、範囲内において課税をしないとかというようなことを適応するとですね、その分、絶対量減ってくるわけですよね。これだけ集めなかったら国民健康保険やっていけないという中から、不均一課税とか課税しないものが出てくるわけですから。

そうすると、その減ってしまったお金はですね、これは義務的に新町の、新町の町長さんがというのはおかしいですけども、新町で手当しなければ、それは入ってこないわけですからね。

だから、一般会計から繰り出しする、しないとか何とかということでなしに、これを適用したら、必然的に新町の一般会計で補てんしなければならないということになるんではないかと思うのですけれども、この不均一課税は昭和 40 年に法律出ているということですから、かなり全国的には、そういった何年間で不均一課税するとかってあるんですけれども、そういったところの事例というのは、ないもんなのでしょうか。

議長(岡田和夫) 局長。

局長(金子隆司) 全国的にはですね、町村規模、組み合わせによって、眺めてみますと、例としては、不均一課税はございます。道内におきましても函館がそうでありますようにですね、結構大きい小さいとの関係におきましては、不均一課税を採用しているという町村は、組み合わせは、みております。

それと、不均一課税にした場合に、一般財源からの補てんということに、当然、目的税ですので、本来入るべきものが、入らないものを保険税にかぶせていくということは、これは道理としては済まない話しですので、一般会計からの繰り出し分にかかわる、特別交付税等の措置などもあるやに聞いておりますので、当然、一般会計からその分は出すというのが筋かなというふうに思っています。

議長(岡田和夫) 西尾委員。

委員(西尾治) 幹事会の方で、その辺の協議をさせて頂いておりますので、私の 方から答弁させて頂きます。

今、3町村の国保税を、こういう形に決める際にですね、少なくとも一般会計から繰り入れるという概念は持っておりません。不均一課税をして、なおかつ5年後に幕別町の税率を基準に統一するという、この調整方針の中ではですね、少なくても赤字にならないような段階的賦課方式を採用していってですね、初年度から5カ年の間は、確かに1年ごとに幾らかずつ上げていく方式をとりましてですね、6年目からは統一するという形になりますので、その基準でいきますと、トータルとしては赤字にならない。

一般会計からの現に繰り出しているものも除外して、計算をさせて頂いておりますので、今、言われますように、段階的に不均一課税をやったにしても、その期間内に一般会計から繰り入れるという概念では、積算を致しておりません。

ただ、先ほど菜、お話しが出ていますように、それぞれの国保によって、事情が 異なってまいりますので、今、現実には忠類さんと私の町、幕別が、基準外の繰り 出しを一般会計からさせて頂いております。更別さんだけが繰り出しをしておりま せんので、今、言いますように不均一な課税をする中でも、どうしても比重として は更別さんの国保がかなりの黒字、忠類さんの国保がかなりの赤字という形、個別 に言いますとですね、それをおしなべてトータルですると、トータルとしては、赤 字にならないような形での積算をさせて頂いております。

先ほど来、お話しがありますように、一応、総体の療養給付費と負担のあり方については、一定の割合をかけて、5年後をめざして試算をさせて頂いておりますので、試算に基づくものというのは、あくまでもそういう一般会計から繰り入れるだとか、政策的なものを除いた中で、現段階では調整をさせて頂いているという状況でございます。

議長(岡田和夫) よろしいですか。

委員(帰山孝夫) 一方、何ていうかな、例えば、忠類の住民の何人かが、著しく 均衡を欠くからということで、課税をしなかったり、不均一課税を受けた場合にで すね、その減った分が、一般会計から繰り出しがこないとなると、その分をまた幕 別さんがかぶるのかなという感じをしたもんですから。そういうことには、数字上 ならないんですか。 議長(岡田和夫) はい。

委員(西尾治) 正直いいますと、今、現行の税率の中で、更別さんだけが国保会計、健全な会計運営をされておりまして、少なくとも、今の推計でいきますと、17年度ぐらいまでは、今の基準の中で収支のバランスがとれていると。

ただ、忠類さんと幕別においては、先ほど言いましたように、一般会計から繰り出しをしているということは、それなりに税率を抑えるべく手だてをしているということでございます。

これを段階的に引き上げることによって、先ほど言いましたように、健全なところについては、そこの村だけでの単位のことで考えますと、少なくとも黒字になると。少なくなるところについては、どうしても一つの町になるわけですから、どこの町が黒字、どこの町が赤字だということではないですけども、今の状態で考えれば、確かにどちらかが、どちらかの住民の負担をするという、結果として、そういうことは、可能性としてあるということでございます。

ですから、先ほど来、出ていますように、それらをどういうふうに決めていくのか。5年間の段階的に上げていくのも、どうやっていくのかというのは、これからの協議の課題になってくるのだろうというふうに思っております。

委員(帰山孝夫) 了解しました。

議長(岡田和夫) ほか、ありませんか。

齊藤委員。

委員(齊藤順教) 今の件ですけどもね、段階的に調整をしていくということは、当 然、上げていくということですね、忠類村の分についても更別についても。

そうすると、住民に説明する場合に、負担が、例えば、2年後にはこうなります、 3年後にはこうなってくるということのベースでということを考えられるわけで すよ。

そうすると、現行5年間は、忠類村なら忠類村、更別村は更別村、現行のままでいっていいよと。5年後にはボンと上げるよというようなことの方が、住民が納得できるのかなと。これは、方法論としてね、それは段階的なあれも、今の私が提起したのも一つの方法論としてはあるんです、これ。

なぜかというと、段階的に上げていくということになるとするならば、住民そのものが、余分に払って、取られているのかなというような、そういう感覚に陥るのかなと、こんなふうに思うんですよ。

だから、そこら辺のことも考えてみたときに、5年間は現行でそのまま、とにかく忠類村は忠類村のベースで、今までどおりでいきましょうと。5年になったときには、今、言った、幕別の水準にいく、そうなると5年間の間に住民には、やっぱり5年後にはこうなりますけども、とりあえず5年間のことは確保しましたよということになると、合併のあれからいって、住民は納得するのかなと。

こんなことも、今、考えたものですから、そこら辺のことは、幹事会の方として は、どんなふうな受け止め方ですか。

議長(岡田和夫) 西尾委員。

委員(西尾治) 一つには、それぞれが、もし合併しないで単独でいった際に、では今の国民健康保険税を新たな保険税の税率に統一する 23 年度まで、現行でいけるのかどうなのかということも、一つの考えなければならない基準になってくると思います。

ですから、単独でいった際にも、当然のことながら、今の国保会計を維持できないとなれば、更別、幕別、忠類、それぞれの町村では、国保税を税率改正して賄うような形をとっていかなければなりませんよね。

ですから、先ほど言いますように、5年間まったく上げないで現行の税率でいったときに、少なくとも、ではそれを一般会計から繰り入れないとやれないという前提条件が出てきますんで、それを今の協議会の中で、新たな首長も決まっていない段階で、例えば、調整方針なり、何らかの中で謳っていくことがどうなのかということも議論としてありましたので、そこまでやるのは、いささか越権行為でないかというようなこともございまして、先ほど来、会長の方からお答えしているように、今の段階で、ではそういうことがやりきれるということにもならないのかなと。

ただ、あまり、調整方針、幹事会でつくる際にはですね、住民の方に負担をしなくていいんだよと、合併したらこんなに良くなるのだよということでも、うまくないだろうと。負担すべきところはこうあるんだよと。現実にこうなのだからというところも、一応、上限みたいなところでお示しすることの方が、よりわかりやすいだろうというようなこともございまして、今回の調整方針にさせて頂いたと。

今、齊藤委員の方からお話しございますように、これからは、例えば、段階的に上げるのを、毎年上げていくのか、あるいは状況によっては、その辺をどう調整していくのかということは、当然、課題となると思いますけども、ただ、1回も上げないで6年目ということになりますと、それはそれぞれの村でやった場合にも、おそらく国保会計はもってこないだろうというふうに認識しておりますんでね、その辺のところの協議は、これから十分詰めさせて頂きたいというふうに思います。

委員(齊藤順教) それであればですね、今、説明で若干わかりましたけれども、その段階的なということが、例えば、何年後にはどうするということの明示がないわけでしょう。だから、住民に対しては、5カ年であれば、少なくても2年ぐらいは現行でいくと。3、4、5で上げるのだというようなことで、いわゆる、あれするということも。

いきなり初年度からどんどん上げていったら、とにかく受ける側としては、いきなり、額が少なくても上がっていくことには、これは変わりないのですから。今年がこの負担だけでいって、次はここまでいって、最後にここまでくるということに

なるわけですからね、そうでしょう。

ですから、そこら辺のことも考えたときに、やはりもう少し何とかならんのかなと、何とかならんのかという意味です。これはだめだと言っているわけでないから。だから、そこら辺はやっぱりちょっと、もうちょっと幹事会あたりで詰めてもらえばと。

議長(岡田和夫) 安村委員。

副会長(安村豊治) ちょっと関連しましてですね、更別も、それぞれ委員さんも含めてですね、何回か検討してきております。

それで、先ほどですね、現在と5年後、6年後になるのでしょうか、平成23年を比較致しましたら、前段で約、平均で80%伸びますよと、中間層ですね。

53万円限度額いっているところは、これは関係ございませんので。それから、軽減措置を受けている世帯もこれは変わりませんですね、年金控除だとかいろいろあるのだろうと思いますけども。

ですから、中間層でですね、例えば、所得で300万円とか400万円ということになって、その辺がですね、8割ぐらい上がるということでありますから、単純に1年間は15%程度上がっていくという、そういう想定はするわけであります。

そういうことなんですけども、ただ、私どももそういう意見が、齊藤委員の同じような、医療費が上がっても保険料が上がらないんだという説明も受けているわけであります。そうしますと、実は忠類さんも更別もですね、医療費は全道でも最低ぐらい安いわけですね。そうすると、私どもも医療費が上がらないはずだと。

また、これから高齢化社会になってきますから、老人加入率だとかですね、退職者世帯の増加、これも一般的には数が多いか少ないか、これはあまり変わらないのではないかと。

そうすればですね、そんなに保険料が、ちょっとわかりませんけども、幕別さんの税率にあわせるということは、上がるということが前提、上がるということも、あり得るのかどうかということがちょっとわからない。

したがって、やはり上がるとすればですね、今の現行の幕別さんの税率はわかりますけども、さらに場合によってはですね、上がるんですよというような可能性があるとすれば、当然、それはそのような表記の仕方をしていかないと、やっぱりうまくないだろうということが1点であります。

当然、齊藤委員さんの考えたように、私どももそういう観点から致しますと、5年間上げないで、現行の税率でいきましてですね、6年目に一気に上げた方が納税者としては助かると、こういうふうに思ったわけであります。しかしながら、それは現実の問題としては、それはやはりうまくないと。

なぜならばですね、これは国保事業会計というのは、どこの全国の市町村の、やはり最重要、最難関課題なんですね。したがって、都道府県単位で保険者を一つに

してですね、47 都道府県単位でやれと、こういうような話しがすでにされているわけですね。そういうような時代でありますから、更別だけが頑張ってもこれは致し方ない部分がある。

しかしながらですね、そういう不均衡課税というのは、当然、先ほどお話しありましたように、納めなければならない税金を納めないのが、不均衡課税だというふうに私は思っているわけですね。

したがって、その財源は、どこからかやはり繰り入れすると。そのような措置が とれるのか、とれないのか。これはやはり財政シミュレーション、一般会計の財政 シミュレーションなり何なりからこないと、一概にはいえないのでないかと。

したがって、先ほどお話しのありましたような、専門部会などで、十分検討して頂くという、そういうことで、私は理解をさせて頂いたところでございます。 議長(岡田和夫) ほか、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、先ほど、本多委員からご質問ありました件については、 十分、事務局内部、幹事会等で協議をさせて頂きながら、出せるものについては、 早急に資料を提供していきたいというふうに思います。

それでは、他にご意見がないようでありますので、協議第 13 号「国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 13 号は、原案のとおり、決定されました。

ここでちょっと、40分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

15:26 休憩

15:40 再開

議長(岡田和夫) 休憩を解いて、会議を再開致したいと思います。

[協議第14号 合併の期日について(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 日程第13、協議第14号から、日程第19、協議第20号までの7協議項目につきましては、本日は提案・説明と致しまして、次回に協議を致します。

それでは日程第13、協議第14号「合併の期日について」を議題と致します。 事務局より説明致させます。

局長。

局長(金子隆司) 協議第14号「合併の期日」につきまして、ご説明を申し上げま

す。

議案書は11ページ、資料は1ページになります。

「合併の期日」につきましては、「合併の方式」や「事務所の位置」とならぶ基本項目でありますので、本来は第1回の協議会において、提案・説明すべきものでありましたが、合併特例法に定める財政支援の適用延長が予定されておりましたことから、法律公布後の今回、提案・説明をさせて頂くものであります。

まず、1ページをお開き頂きたいと思います。

合併の期日を定めるにあたっては、留意すべき事項を整理したものでありますが、一つには、下の図にありますように、新町が誕生するまでには、法令上さまざまな手続きが定められておりますことから、これに要する期間を考慮しなければならないこととなります。

特に、知事への合併申請から法的に合併の効力が生じる総務大臣の告示までは、3カ月から4カ月を要するとされておりますので、この期間に留意する必要があります。

二つには、先ほど申し上げましたように、合併特例法が改正され、「平成 17 年 3 月 31 日までに知事に合併申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したもの」については、合併特例法が従前どおり適用されることとされたところでありますので、この期限を考慮する必要があります。

三つには、合併に至るまでには、住民との合意形成や、さまざまな準備行為を経なければならないことや、公的行事との関係、首長・議会議員の任期等も考慮する必要があります。

このようなことから、調整の具体的内容と致しましては、『3町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。特に、電算システムの統合については、9カ月程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいとされていることから、合併の期日は、平成18年1月10日とする。』と、するものであります。

資料2ページから3ページ中ほどにかけましては、平成15年1月以降に新設合併を行った市町の法手続きに要した期間を整理致しております。

また、3ページ後段からは、3町村の町村長及び議会議員の任期、先進事例におけるシステム統合に要する期間等、4ページには改正後の合併特例法を載せております。

議案書の 11 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、『合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 14 号の、今の説明の内容についてのご質問等があれば、お受けを致したいと思います。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご質問がないようでありますので、協議につきまして は、次回に行います。

[協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 14、協議第 15 号「広報・広聴事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 15 号「広報・広聴事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 12 ページ、資料は 5 ページになりますが、まず、資料の 5 ページをご覧ください。

広報紙につきましては、3町村ともに毎月1回発行しておりますが、名称や発行内容、配布方法などに差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。』と、するものであります。

広聴につきましては、3町村でそれぞれ実施内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『実施内容について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

6ページをご覧ください。

ホームページにつきましては、3町村ともに開設致しておりますが、掲載内容、 更新方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町に おいて掲載内容を調整し、開設する。なお、更新方法は幕別町の例による。』と、 するものであります。

行政懇談会につきましては、開催内容、開催方法などに差異がありますことから、 調整の具体的内容と致しましては、『新町において調整する。』と、するものであり ます。

町村勢要覧につきましては、新町に関する情報を内外に知らしめるための効果的な 広報手段でありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において 発行する。』と、するものであります。

7ページ、8ページには、先進事例を載せております。

議案書の12ページをお開きください。

調整方針と致しましては、

- 『1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行 内容、配布方法については、合併時までに調整する。
 - 2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。
 - 3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。
 - 4 行政懇談会については、新町において調整する。
- 5 町勢要覧については、新町において発行する。』と、するものであります。 以上です。

議長(岡田和夫) 「広報・広聴事業の取扱いについて」、今、説明がありました。 協議第 15 号の説明内容について、ご質疑等ございましたら、お受け致したいと 思います。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に 行います。

[協議第16号 交通関係事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 次に、日程第15、協議第16号「交通関係事業の取扱いについて」 を議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 16 号「交通関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申 し上げます。

議案書は 13 ページ、資料は 9 ページになりますが、まず、資料の 9 ページをご 覧ください。

広尾線バス輸送確保対策協議会につきましては、旧国鉄広尾線廃止後の代替輸送の確保等の事業に関し協議を行うことを目的に、帯広市と南十勝5町村で組織されておりまして、更別村及び忠類村が加入を致しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。』と、するものであります。

バス待合所につきましては、旧国鉄広尾線代替輸送のために、更別村に3カ所、 忠類村に1カ所設置されておりますが、管理方法に差異がありますことから、調整 の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。』と、するもの であります。 10ページをご覧ください。

生活バス路線運行対策事業につきましては、地域住民の生活交通路線確保の必要から生活バス路線運行の経常欠損を補助する事業でありますが、幕別町が4路線、更別村及び忠類村がそれぞれ1路線を補助の対象としておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

町村営バスにつきましては、幕別町が有料で1路線を、更別村が無料で3路線を運行しておりますが、新町の一体性を確保するうえで、旧町村間を結ぶバスの必要性が高いことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。』と、するものであります。

交通安全計画につきましては、3町村ともに、平成13年度から平成17年度を計画期間とする交通安全計画を策定しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

11 ページをご覧ください。

交通指導員のうち、交通安全指導員につきましては、3町村ともに設置しておりますが、定数、任期、報酬等に差異があります。

また、交通安全推進員につきましては、幕別町及び更別村で設置しておりますが、 任期や賃金等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合 併時に再編する』と、するものであります。

チャイルドシート貸出事業につきましては、幕別町及び忠類村で実施を致しておりますが、貸出基準や貸出期間に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。 12 ページには先進事例を載せております。

議案書の13ページをお開きください。

調整方針と致しましては、

- 『1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退 し、合併の日に新たに加入する。
 - 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。
 - 3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバス の運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。
 - 5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定

されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

- 6 交通指導員については、合併時に再編する。
- 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 16 号「交通関係事業の取扱い」の説明内容について、ご質問をお受け致します。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に 行います。

[協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 16、協議第 17 号「児童福祉事業の取扱いについて」 を議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 17 号「児童福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明申 し上げます。

議案書は 14 ページ、資料は 13 ページになりますが、まず、資料の 13 ページをご覧ください。

次世代育成支援行動計画につきましては、平成 17 年 3 月までにその策定が義務付けられておりまして、3 町村ともに今年度中の策定を予定しているところでありますが、新町においても策定する必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

14 ページをご覧ください。

出産祝金につきましては、更別村及び忠類村で実施を致しておりますが、対象や支給方法等に差異があります。また、忠類村につきましては、平成 18 年 3 月 31 日をもって根拠条例が失効することとなりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。』と、するものであります。

子育て支援用具貸付事業につきましては、更別村のみで実施を致しておりますが、 新町においても実施する必要性が高いことから、調整の具体的内容と致しましては、 『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

15 ページをお開きください。

特別保育事業のうち、地域子育で支援センターにつきましては、3町村ともに設置を致しておりますが、実施日、事業内容に差異があります。

一時保育につきましては、更別村及び忠類村で実施を致しておりますが、対象児 童、受入時間、利用料にそれぞれ差異があります。

16ページをご覧ください。

延長保育につきましては、更別村で利用料を徴収して実施を致しておりますが、 幕別町及び忠類村では、保育所において、時間外保育として無料で実施致しており ます。

17ページをご覧ください。

乳児保育につきましては、幕別町では4カ所の保育所で、更別村では民営の保育園でそれぞれ受け入れを行っておりますが、忠類村では、代替措置として、託児ママ人材登録事業を実施しております。

休日保育につきましては、幕別町では土曜日、更別村では第1・第3・第5土曜日、忠類村では主に土曜日の受け入れを行っております。

15ページにお戻りください。

調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、事業内容については、合併時までに調整する。』と、するものであります。 18 ページをご覧ください。

放課後児童対策事業につきましては、3町村ともに実施しておりますが、休所日、 開所時間、対象者、保育料等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致し ましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容について は、合併時までに調整する。』と、するものであります。

19ページをご覧ください。

ことばの教室等児童通園施設につきましては、幕別町は、幕別町幼児ことばの教室を設置しておりますが、更別村及び忠類村は、南十勝ことばの教室管理運営協議会に加入し、同協議会が運営する大樹町母子通園センターを利用しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。』と、するものであります。

20ページになります。

肢体不自由児通園施設につきましては、幕別町が十勝愛育園を設置しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

認可保育所につきましては、幕別町に公設公営で5カ所、更別村に民設民営で1

カ所設置されておりますが、休所日、保育時間に差異があります。

また、保育料につきましては、23 ページに別紙 1 として、さらに減免基準につきましては 24 ページに別紙 2 として掲載してありますように、保育料、減免基準ともに差異があります。

20 ページに戻りますけれども、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。』と、するものであります。

21 ページをご覧ください。

認可外保育所・へき地保育所につきましては、幕別町は公設公営で6カ所、忠類村には公設民営で1カ所設置されておりますが、開設期間、休所日等に差異があります。

また、25 ページの別紙 3 にありますように、保育料につきましても差異があります。

21 ページに戻りますけれども、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、するものであります。

26ページには、先進事例を載せております。

議案書の14ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新 計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
 - 2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
 - 3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。
 - 4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
 - 5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
 - 6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。

肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

- 7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。
- 8 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐ

ものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、 するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明は以上のとおりであります。

協議第 17 号「児童福祉事業の取扱いについて」、説明内容についての、ご質問をお受け致します。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に 行います。

[協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 日程第 17、協議第 18 号「高齢者福祉事業の取扱いについて」を 議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 18 号「高齢者福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 15 ページ、資料は 27 ページになりますが、まず、資料の 27 ページをご覧ください。

高齢者保健福祉計画につきましては、3町村ともに平成15年度から平成19年度までを計画期間として策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

28ページをご覧ください。

独居老人等ふれあい訪問事業のうち、訪問サービス事業につきましては、幕別町及び忠類村で実施を致しておりますが、事業内容、対象者に差異があります。友愛訪問事業につきましては、忠類村のみで実施を致しております。調整の具体的内容と致しましては、『訪問サービス事業については、新町の事業として合併時に再編する。友愛訪問事業については、合併時に廃止する。』と、するものであります。

29ページをご覧ください。

し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業につきましては、忠類村のみで実施を致しております。調整の具体的内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

30ページをご覧ください。

除雪サービス事業につきましては、幕別町が社会福祉協議会の単独事業として、

更別村及び忠類村が社会福祉協議会への委託で実施をしており、事業内容、対象者、 実施方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『事業内 容及び実施方法について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

31ページをご覧ください。

外出支援サービス事業につきましては、幕別町及び更別村で実施を致しておりますが、対象者、利用範囲、利用回数等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

33ページから34ページにかけてとなりますが、訪問給食サービス事業と、34ページの寝具乾燥サービス事業につきましては、3町村ともに実施しておりますが、対象者や利用者負担等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『事業内容について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

35ページをご覧ください。

徘徊高齢者家族支援事業につきましては、幕別町と更別村で実施を致しておりますが、負担区分に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

36ページをご覧ください。

緊急通報体制等整備事業につきましては、3町村ともに実施しておりますが、事業内容、使用する機器に差異があり、合併時における調整は困難と思われますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。』と、するものであります。

37ページをご覧ください。

軽度生活援助事業につきましては、幕別町及び更別村で実施致しておりますが、 忠類村におきましても類似事業として、要介護認定者以外への訪問介護(生活援助) 事業を実施しております。それぞれ、事業内容、対象等に差異がありますことから 調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、 するものであります。

38ページをご覧ください。

生活管理指導員派遣事業につきましては、更別村で実施をしており、忠類村にも、類似事業として、要介護認定者以外への訪問介護(生活援助)事業を実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

39ページをご覧ください。

在宅高齢者等介護手当支給事業につきましては、3町村ともに実施致しておりますが、対象者、支給金額に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しまし

ては、『事業内容について、合併時までに調整する。』と、するものであります。 41 ページをご覧ください。

生きがい活動支援通所事業につきましては、幕別町及び更別村で実施をしておりますが、忠類村におきましても、類似事業として、要介護認定者以外へのデイサービス事業を実施しております。それぞれ、事業内容、利用者負担等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

敬老事業(祝金等)のうち、敬老祝金及び長寿祝金につきましては、3町村ともに実施致しておりますが、対象者や支給額等に差異があります。

また、43ページになりますが、敬老会につきましては、3町村ともに実施を致しておりますが、開催の内容、対象者に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時までに調整する。』とするものであります。

44ページをご覧ください。

生活管理指導短期宿泊事業につきましては、生活支援ハウスの空きベッドを活用した事業として、更別村で実施を致しております。調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

46ページをご覧ください。

介護用品等給付事業につきましては、幕別町及び更別村で実施を致しておりますが、事業内容、対象者等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

47ページをご覧ください。

高齢者スポーツ大会につきましては、更別村及び忠類村で高齢者運動会を、幕別 町及び忠類村でゲートボール大会を開催しておりますが、事業内容に差異がありま すことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐも のとする。ただし、事業のあり方について、新町において調整する。』と、するも のであります。

電動三輪・四輪車購入助成事業につきましては、忠類村で実施しておりますが、 介護保険制度を活用することも可能なことから、調整の具体的内容と致しましては、 『合併時に廃止する。』と、するものであります。

48ページをご覧ください。

温泉敬老入浴事業及び温泉入浴移送サービスにつきましては、忠類村で実施致しておりますが、調整の具体的内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業につきましては、更別村で実施を致してお

りますが、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

49 ページ、50 ページになりますが、デイサービスセンター及び訪問介護事業所につきましては、忠類村では、村が事業者として実施を致しておりますが、幕別町及び更別村では、民間事業者が事業を行っておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『実施方法について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

51ページをご覧ください。

生活支援ハウス運営事業につきましては、更別村及び忠類村で実施を致しておりますが、利用料、対象者、夜間管理状況や施設内容等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

53ページをご覧ください。

在宅介護支援センターのうち、基幹型支援センターにつきましては、国の要綱により市町村に1カ所とされておりますが、幕別町では、国の補助基準上の基幹型として、更別村及び忠類村では、国の補助基準上の小規模型として位置付けされております。

また、地域型支援センターにつきましては、幕別町では2カ所、更別村では1カ 所を設置し、それぞれ、社会福祉法人に事業を委託しておりますことから、調整の 具体的的内容と致しましては、『基幹型支援センターについては、合併時に統合す る。地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に 再編する。』と、するものであります。

54 ページ、55 ページには、先進事例を載せております。

議案書は15ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画 が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
 - 2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に再編するもの 合併時までに調整するもの 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの。

3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。

- (1) 基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。
- (2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 「高齢者福祉事業の取扱いについて」、説明がありました。 説明の内容について、ご質問がありましたら、お受け致します。

(はいの声あり)

よろしいですか。

議長(岡田和夫) それでは、ご質問がないようでありますので、協議につきまして は、次回に行います。

[協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 18、協議第 19 号「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第19号「障害者福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 16 ページ、資料は 56 ページになりますが、まず、資料の 56 ページをご覧ください。

障害者福祉計画につきましては、幕別町及び更別村で策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

57ページをご覧ください。

町村障害者年金制度につきましては、幕別町及び更別村で実施を致しておりますが、支給対象及び支給額に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

小規模通所授産施設につきましては、幕別町において、ひまわりの家が設置されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

58ページをご覧ください。

身体障害者デイサービス事業につきましては、幕別町で2カ所のデイサービスセンターを二つの社会福祉法人に委託して実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

身体障害者等医療費助成事業につきましは、更別村において実施しております。 調整の具体的な内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

59ページをご覧ください。

交通費助成制度につきましては、3町村においてさまざまな助成事業を実施致しておりますので、類似の事業を 61 ページまで横並びに整理をさせて頂いたところでありますが、いずれの事業も必要性の高い事業でありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

心身障害者ホームヘルプサービス事業につきましては、3町村ともに実施致しておりますが、利用対象者に差異があります。また、利用者負担につきましても、64ページの別紙4にありますように、差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

62ページから63ページになりますが、支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者補装具交付事業及び身体障害者日常生活用具給付事業の4事業につきましては、3町村ともに国の制度に準じて実施を致しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

65 ページから 68 ページにかけましては、支援費制度の概要について掲載を致しております。

69ページにつきましては、先進事例を載せております。

議案書の 16 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域 福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新 町に引き継ぎ運用する。
 - 2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。
 - 3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - 4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
 - 5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 19 号「障害者福祉事業の取扱いについて」の説明内容に、ご質疑等があ

りましたら、お受け致します。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご質問がないようでありますので、協議につきまして は、次回に行います。

[協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) それでは、日程第 19、協議第 20 号「国際交流・広域交流事業の 取扱いについて」を議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第20号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、 ご説明申し上げます。

議案書は 17 ページ、資料は 70 ページになりますが、まず、資料の 70 ページをご覧ください。

友好姉妹町村につきましては、幕別町が宮崎県東郷町と、更別村が宮城県矢本町と姉妹町村の提携を行っておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。』と、するものであります。

ふるさと会につきましては、幕別町が東京幕別会及び札幌幕別会、更別村が札幌 更別会、忠類村が忠類ふるさと会が、それぞれ組織されておりますことから、調整 の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、す るものであります。

町友につきましては、幕別町において3名が文化大使として認定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時までに調整する。』と、するものであります。

71 ページをご覧ください。

国内外交流事業のうち、友好姉妹町村等との交流事業につきましては、幕別町が 宮崎県東郷町と、更別村が宮城県矢本町と、忠類村が埼玉県上尾市とそれぞれ各種 の交流事業を行っております。

72 ページ以降になりますが、その他の国内外交流事業につきましては、幕別町がオーストラリアのキャンベラ市と中学生、高校生及び成人の海外派遣研修事業を行っております。さらには、オーストラリアのカンバーハイスクール海外研修生の受け入れや、パークゴルフネットワークの構成町であります神奈川県開成町との間で、中学生国内研修派遣事業を行っております。

71 ページに戻りますが、調整の具体的内容と致しましては、『友好姉妹町村等と

の交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。その他の国内外交流事業については、新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

74ページ、75ページにつきましては、先進事例を載せております。

議案書の17ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 2 町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案 し、合併時までに調整する。
 - 2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - 3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。
 - 4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の 事情を勘案し、新町において調整する。
- 5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第20号の説明内容について、ご質問をお受け致します。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ご質問がないようでありますので、協議につきまして は、次回に行います。

[第7回協議会の開催期日について]

議長(岡田和夫) 日程第20、第7回協議会の開催期日につきましては、7月23日、 金曜日、幕別町民会館にて開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書をもって、お知らせを致しますので、 よろしくお願いを申し上げます。

この際でありますから、委員のみなさまから、何かご意見等がございましたら、 お受け致したいと思います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、事務局から事務連絡を行います。 局長。

局長(金子隆司) ご連絡を申し上げます。

小委員会の開催予定日でありますが、「第2回新町名称候補選考及び議会議員の

定数任期小委員会」につきましては、6月28日、月曜日、午後2時から、更別村 ふるさと館にて、開催予定であります。

次に、「第7回新町建設計画小委員会」につきましては、6月29日、火曜日、午後1時から、幕別町民会館において、開催予定であります。

それぞれの開催案内につきましては、後日、文書にて、お知らせを申し上げます。 以上でございます。

[閉会]

議長(岡田和夫) これで本日の日程は、すべて終了を致しました。

大変、長時間にわたりまして、ご協議を頂きまして、誠にありがとうございます、 大変、お疲れになったことと、いうふうに思います。

以上をもちまして、第6回十勝中央合併協議会を閉会致します。 どうも、ありがとうございました。

16:24 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年7月16日

 議長(会長)
 岡田和夫

 署名委員
 安村豊治

 署名委員
 江本信吉